

# 政府機関統一基準の改訂案について (説明資料)

2007年4月23日

内閣官房情報セキュリティセンター

# 政府機関統一基準の改訂案について

## 1. 技術・環境の変化の反映

- 1) **情報システムへのIPv6導入に伴う対策**(6.2.3) **(新規)**  
IPv6製品の普及に伴い、IPv4とIPv6が共存する情報システムに対する対策の追加
- 2) **踏み台対策**(4.2.4) **(新規)**  
府省庁の情報システムが第三者によって意図しない目的で使われること(踏み台)を防止する対策の追加
- 3) **暗号モジュール試験及び認証制度の利用**(4.1.6)  
我が国におけるISO/IEC 19790に基づく暗号モジュール試験及び認証制度の本格運用を踏まえ明記

## 2. 実務に即した見直し等

- 1) **情報システム台帳の整備**(4.3.1) **(新規)**  
各府省庁が保有する情報システムについて、取り扱う情報とその格付け等を一元的に管理することを追加
- 2) **情報の取扱いに関する規定の見直し**(1.1.3 3.2.4 3.2.5 等)  
機密性2情報の範囲、情報の移送・提供等に伴う許可・届出手続を見直し
- 3) **情報システムの物理的対策の強化**(5.1.1)  
情報システムの物理的隔離及び入退出管理、盗難防止対策を強化遵守事項から基本遵守事項に変更
- 4) **情報セキュリティ監査体制の明確化**(2.3.2)  
情報セキュリティ監査実施者の位置づけ、自己点検との関係を明確化
- 5) **暗号化の運用管理方法の明確化**(4.1.6)  
暗号化の方法について、各職員が個別に選択せずに、府省庁で運用管理方法を定めることを明確化
- 6) **その他**  
表現の改善等

# 政府機関統一基準の改訂スケジュールについて

政府機関統一基準については、政府機関の情報セキュリティ水準を適切に維持していく観点から定期的に見直しを行うこととされており、技術・環境の変化等を踏まえるとともに、各府省庁の情報セキュリティ対策の対策実施状況等を見直しに反映させるため、下記のスケジュールで見直し・改訂を実施

